

様式5

被処分者	認定証番号	山梨県公安委員会 第47-0049号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	ハッピー運転代行
	主たる営業所が所在する市町村	甲斐市
処分年月日		令和6年2月5日
処分内容		指示処分
処分理由		法第12条に規定する損害賠償責任保険（共済）契約を締結していたものの、更新辞退により保険（共済）契約が解約された状態で、令和5年12月1日から同年12月30日の間、随伴用自動車1台（山梨580に1039号）により自動車運転代行業を行ったこと。（法第12条）
根拠法令		自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第12条及び第22条第2項
処分を行った都道府県		山梨県